

◇利用にあたって

■調査の概要

1 経済センサスの創設

経済センサスは、我が国の経済活動を同一時点で網羅的に把握する統計調査として、経済に関連した事業所・企業統計調査などの大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、新たに創設された調査です。

経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス - 基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス - 活動調査」の二つから成り立っています。

2 調査の目的

平成 21 年経済センサス - 基礎調査（以下「調査」という。）は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的として初めて実施した。

3 調査の根拠法令

調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査です。

4 調査の対象

調査日現在で国内に所在するすべての事業所及び企業を調査対象としている。ただし、農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所は調査対象から除かれている。

5 調査期日

平成 21 年 7 月 1 日現在

■用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

1. 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
2. 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

事業内容等が不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

派遣従業者のみの事業所

いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 移動状況別事業所

存続事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成 18 年事業所・企業統計調査で調査された事業所をいう。また、商業・法人登記等の行政記録で新たに把握した事業所のうち、平成 18 年以前に開設した事業所も存続事業所とする。

新設事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成 18 年事業所・企業統計調査以降に開設した事業所をいう。

廃業事業所

平成 18 年事業所・企業統計調査で調査された事業所のうち、平成 21 年経済センサス - 基礎調査で把握されなかった事業所をいう。

3 経営組織

国，地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）をいう。

民営

国，地方公共団体以外をいう。

・個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

・会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。

・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

4 事業所の産業分類

事業所の産業分類は、事業所の主な事業の種類（原則として過去 1 年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類に基づき分類されています。

5 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

・正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

・正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

6 本所・支所の別

単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

■利用上の注意

1. この統計表の数値は、総務省が公表している西条市分の一部です。
2. 事業所数については、事業内容等不詳を除いた数値としている。
3. 統計表中の符号

「－」：皆無又は該当数値なし